

## 東浦町障害者体験的宿泊事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域で自立した生活を目指す障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対し、一人暮らしに向けた体験的宿泊の場を提供することにより、地域で自立した生活を目指す障害者及び障害児を支援することを目的として実施する東浦町障害者体験的宿泊事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の利用対象者は、東浦町障害者地域生活支援事業実施要綱（以下「支援事業実施要綱」という。）第4条に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者であって、障害者総合支援法に基づく共同生活援助、短期入所、施設入所支援及び療養介護の支給を受けていないもの
- (2) 事業を利用しようとする年度において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校を卒業する見込みのある者
- (3) その他町長が特に支援を必要と認める者

### (実施施設)

第3条 事業を実施する施設は、町長が指定する障害者支援施設等とする。

### (支給申請)

第4条 事業を利用しようとする者又はその保護者は、支援事業実施要綱第5条の規定により、町長に地域生活支援事業給付費の支給を申請するものとする。

- 2 前項に規定する申請に当たっては、支援事業実施要綱第4条第1項各号に該当することを証する書類を提示するものとする。

### (支給決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、月又は年を単位として12月を超えない範囲においてサービスの量を定め、地域生活支援給付費の支給決定を行うものとする。

- 2 町長は、支給決定に当たり、サービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。
- 3 町長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、決定内容を記載した東浦町地域生活支援事業受給者証を交付するものとする。

### (支給決定の変更)

第6条 利用者は、現に受けているサービスの量その他町長が定める事項を変更する必要があるときは、町長に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

- 2 町長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定

を行うことができる。

(支給決定の取り消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すものとする。

(1) 利用者が費用給付事業に係るサービスを受ける必要がなくなつたと町長が認めるとき。

(2) 利用者が町内に住所を有しなくなつたとき。

(3) 利用申請に際し、虚偽の申請をした等不正行為があると認めたとき。

(利用日数)

第8条 事業を利用することのできる日数(以下「利用日数」という。)は、第5条第1項に規定する支給決定のあつた日から利用者の誕生日の属する月の末日までの期間とし、12日(連続して利用する場合にあつては2日)を限度とする。

(サービスに要する費用)

第9条 この事業の利用に要する経費は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第7の1ホ(1)の単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成18年厚生労働省告示539号)に規定する割合を乗じて得た額とする。

(利用者負担等)

第10条 この事業の利用により生じる利用者の負担額は、支援事業実施要綱第11条に定める額とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。